

人材紹介サービス契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という）と株式会社クラス（以下「乙」という）とは、人材の紹介及び採用選考の支援に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は乙に対し、甲の必要とする人材の採用のために、求人、人材の紹介及び採用選考の支援（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（人材の紹介）

1. 乙は、甲が次項で規定した人材求人情報に基づき、当該人材求人情報に合致しうる候補人材を募集し、面接を希望した候補者から要件に合致すると認められる人材を甲に紹介する。
2. 甲は求人依頼に際し、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は当該労働条件を候補者に明示して紹介を行うものとする。

第3条（採用選考）

1. 甲は、前条の規定に基づき乙から候補者の紹介を受けた場合は、遅滞なく選考のうえ、適当と認めた候補者を採用する。この場合、甲は採用する候補者（以下「採用候補者」という）に対し、内定通知書を交付し、乙に対しその写しを交付する。
2. 甲は、採用候補者が入社する際には労働条件通知書兼雇用契約書を採用候補者と取り交わすものとする。
3. 乙は、本件業務において、入社意思を示した採用候補者が甲に入社するまで、誠実にその責務を履行しなければならない。また、甲に入社後の就業態度・実績について、甲の就業規則に定める解雇要件に該当する場合には、甲に協力しその解決に務めなければならない。

第4条（紹介手数料）

1. 本件業務に基づく紹介手数料は、成功報酬とし、甲は、乙の請求に基づき支払うものとする。紹介手数料は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、採用候補者が甲に入社した時点で発生するものとする。
2. 紹介手数料は、採用候補者1名につき、採用候補者の理論年収の30%（税別）とする。
3. 前項の紹介手数料は、採用者の入社日が属する月の翌月の末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。なお、振り込み手数料は、甲の負担とする。

第5条（紹介手数料の返還）

1. 採用候補者が、就業辞退や自己都合により退職した場合、また本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。ただし、採用候補者に対する労働条件が第3条第2項で定めた労働条件通知書兼雇用契約書の内容と著しく異なる事に起因する退職、ならびに第10条に規定する不可抗力により不就業となった場合はこの限りでない。
就業辞退、退職が
入社日より30日未満の場合：当該手数料の80%
入社日より30日以上60日未満の場合：当該手数料の50%
入社日より60日以上90日未満の場合：当該手数料の30%
2. 乙は甲に提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用候補者の退職を確認し、採用候補者が退職した日の属する月の翌月末日までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、返還の際、甲は乙に対し、請求書を発行するものとする。なお、振込手数料は乙が負担するものとする。

第6条（機密情報・個人情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、本契約に関して取得した相手方の機密情報および相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。
2. 甲及び乙は、採用候補者の同意を得て相手方より開示された採用候補者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、採用候補者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならない。なお、甲または乙が候補者との間で個人情報に関するトラブルが生じた場合、他方当事者の責に帰すべき事由がない限り、他方当事者は責任を負わないものとする。

第7条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日の日から1年間とする。ただし、期限満了1カ月前までに甲乙いずれも契約解除の意思表示がなされないときは、本契約は同一条件により1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第8条（中途解約）

1. 甲が本契約を中途解約する場合、乙に対する1カ月以上前の通知をもって行われるものとする。

第9条（損害賠償）

1. 甲または乙が次の各号の一つに該当するときは、当該当事者の相手方は、本契約を解除して、または解除せずに、被った損害の賠償を当該当事者に対し請求することができる。賠償金額は法律、各事例に基づき定める。
- ① 本契約に違反した場合
 - ② 第13条（反社会的勢力の排除）第1項各号いずれかに該当し、もしくは、第2項各号のいずれかに該当する行為をし、また同じく第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしていたことが判明した場合
 - ③ 採用候補者に対し、身体的、もしくは精神的に危害を加えた場合

第10条（不可抗力）

1. 本契約書上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となった場合、甲乙それぞれは本契約の違反とせず、その責を負わない。
- ① 天災地変等の自然災害
 - ② 暴動・内乱・戦争
 - ③ 労働争議等
 - ④ 行政庁等による命令処分
 - ⑤ 法令の制定改廃
 - ⑥ 交通機関の事故
 - ⑦ その他前各号に準ずる非常事態

2. 前項各号の事態が発生したときは、被害にあった当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、必要な情報を通知しなければならない。

第11条（法令遵守）

1. 甲及び乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他契約に適用される一切の日本国法令及び関係官庁の指導等を遵守する。

第12条（留意事項）

1. 候補者につき、乙の紹介日から12箇月を経過しない間に、乙の紹介以外の方法によって甲への応募または紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。なお甲は、乙の紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、乙の紹介後直ちに乙にその旨を通知し、その事実を証明する書面（電子メール含む）を提出するものとする。
2. 甲は、乙の紹介後、特段の事由がない場合、乙への事前通知なく、採用候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期間を問わず、乙より候補者の紹介を受けた日から12箇月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で採用候補者を採用してはならない。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。
3. 甲が、派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき採用候補者を使用または採用候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。ただし、採用候補者につき、乙の紹介日から12箇月を経過した場合はこの限りではない。
4. 甲は、紹介手数料を免れる目的をもって本契約に違反した場合、違反行為の対象となった採用候補者1名につき紹介手数料相当額の2倍の違約金を乙に支払うものとする。
5. 甲が、乙に採用候補者の採用を申し出た後、甲の責に帰すべき事由により採用を取り消すことはできない。違反行為が発生した場合、採用候補者1名の紹介手数料相当額の2倍の違約金を乙に支払うものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、及び、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
- (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - (4) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自己の下請もしくは再委託先業者（下請または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が現在および将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないこと、及び同項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
4. 甲及び乙は、その下請または再委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。

第14条（合意管轄）

1. 甲及び乙は、本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（想定外事項の協議）

1. 本契約に定めのない事項および本契約の解釈について疑義が生じた場合は甲乙いずれも信義・誠実の精神をもってその処理にあたり、その都度双方協議の上、解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年○月○日

甲：

印

乙：大阪府大阪市中央区備後町2丁目4-6 森田ビル7F

株式会社クラス

代表取締役 松室 匡哉 印